九十七　濰坊開発区華裕実業有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇五五号の施設（中華人民共和国・山東省濰坊市所在）

九十八　栄成合徳隆食品有限公司の登録番号第三七〇〇／八〇六一号の施設（中華人民共和国・山東省栄成市所在）

九十九　山東恒宝食品集団有限公司の登録番号第三七〇〇／一八〇八四号の施設（中華人民共和国・山東省莒県工業園区所在）

百　山東仁木食品有限公司第五工場の登録番号第三七〇〇／一八一一一号の施設（中華人民共和国・山東省諸城市所在）

百一　河南華英桜桃谷食品有限公司の登録番号第四一〇〇／〇三〇〇六号の施設（中華人民共和国・河南省信陽市**潢**川県所在）

百二　河南永达清真食品有限公司の登録番号第四一〇〇／〇三〇三〇号の施設（中華人民共和国河南省湯陰県所在）

百三　河南大用実業有限公司の登録番号第四一〇〇／〇三〇六〇号の施設（中華人民共和国・河南省鶴壁市所在）

百四　鶴壁市永達食品有限公司淇浜分公司の登録番号第四一〇〇／〇三〇七八号の施設（中華人民共和国・河南省鶴壁市所在）

百五　双匯投資発展股份有限公司第一工場の登録番号第四一〇〇／〇三四〇五号の施設（中華人民共和国・河南省漯河市鉄東高新技術開発区所在）

百六　开封大用実業有限責任公司の登録番号第四一〇〇／〇三六〇六号の施設（中華人民共和国・河南省开封市所在）

百七　佛山市南海加藤利食品有限公司の登録番号第四四〇〇／一五三四〇号の施設（中華人民共和国・広東省佛山市南海区所在）

百八　銘基食品有限公司の登録番号第四四〇三／〇三〇七八号の施設（中華人民共和国・広東省深圳市清水河**仓库**区所在）

百九　大連中良畜禽有限公司の登録番号第二一〇〇PF〇〇一号の施設（中華人民共和国・遼寧省大連市所在）

百十　大連中良畜禽有限公司の登録番号第二一〇〇PF〇〇五号の施設（中華人民共和国・大連市普湾新区所在）

百十一　蘇州錦金華寵物用品有限公司の登録番号第三一〇〇PF〇〇六号の施設（中華人民共和国・江蘇省蘇州吴中区所在）

百十二　青島拍施宝貝食品有限公司の登録番号第三七〇〇PF〇〇六号の施設（中華人民共和国・山東省胶州市所在）

百十三　煙台中寵物股分有限公司の登録番号第三七〇〇PF〇〇九号の施設（中華人民共和国・山東省煙台市所在）

百十四　淄博大公元工**贸**有限公司の登録番号第三七〇〇PF〇二九号の施設（中華人民共和国・広東省淄博市）

百十五　諸城市三泰源食品有限公司の登録番号第三七〇〇PF〇四〇号の施設（中華人民共和国・山東省諸城市所在）

百十六　聊城乖宝寵物用品有限公司の登録番号第三七〇〇PF〇五一号の施設（中華人民共和国・山東省聊城市所在）

百十七　濰坊鑫都食品有限公司の登録番号第三七〇九AFP〇〇九号の施設（中華人民共和国・山東省安丘市開発区所在）

百十八　AVI. COOP SOCIET Â COOPERATIVA AGRICOLAの登録番号第021M号の施設（Cesena, Emilia-Romagna, Italia所在）

百十九　ALL. COOP SOCIET Â COOPERATIVA AGRICOLAの登録番号第034M号の施設（Mosciano Sant'Angelo, Teramo, Abruzzo, Italia所在）

第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

三　表の農林水産大臣が定める基準に従って加熱処理した鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。）

一　アビベル　デ　メヒコ会社の登録番号第TIF二四九号の施設（メキシコ国ハリスコ州テパティトゥラン所在）

二　アビグム会社の登録番号第TIF五二〇号の施設（メキシコ国ハリスコ州ペゲロス所在）

○国土交通省告示第百三十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改める。

別添四十二3・1・1・(3)を次のように改める。

(3)　各指定速度における惰行時間の測定は、連続して測定した往路及び復路の測定値（以下「測定値ペア」という。）を1組として、連続した3組以上30組以下の測定値ペアが次式により定義される統計的精度ρを満たすまで行うこと。

$$\rho = \frac{h \times \sigma}{\sqrt{n} \times t} \leqq 0.03$$

ρ：統計的精度

n：測定値ペアの数

t：各指定速度における平均惰行時間（s）であり、式$t = \frac{1}{n}\sum_{i=1}^{n} t_i$で与えられる。この場合において、$t_i$は各指定速度におけるi番目の測定値ペアの調和平均惰行時間（s）であり、式$t = \frac{2}{\left(\frac{1}{t_{ai}}\right) + \left(\frac{1}{t_{bi}}\right)}$で与えられ、$t_{ai}$及び$t_{bi}$は、各方向a及びbにおける各指定速度のi番目に測定した惰行時間（s）を指す。

σ：次式により定義される標準偏差（s）

$$\sigma = \sqrt{\frac{1}{n-1}\sum_{i=1}^{n} (t_i - t)^2}$$

h：表1に示す係数

表1　nの関数としてのhの係数

n	h
3	4.3
4	3.2
5	2.8
6	2.6
7	2.5
8	2.4
9	2.3
10	2.3
11	2.2
12	2.2
13	2.2